

# 令和4年度における国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「本研究所」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和4年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

## 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本研究所は、令和4年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約20億円、比率が61.0%を上回るよう努めるものとする。

### 2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約については、金額が約1千万円、比率が0.5%を上回るよう努めるものとする。

## 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本研究所は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

### 1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮す

るよう努めるものとする。

## 2 熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

熊本地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

## 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者においても事業活動の縮小又は休止を余儀なくされており、早期の事業立て直しを支援する観点から、中小企業・小規模事業者から物品や役務、工事等（以下「物品等」という。）を調達する場合は、以下の点に留意・必要な措置を講じた上で、会計手続を進めること。

- ① 中小企業庁ホームページの「国等の発注機関官公需相談（窓口）等」に掲載されている「官公需相談窓口」における適切な相談対応
- ② 中小企業・小規模事業者の状況に配慮した柔軟な納期・工期の設定及び速やかな支払

の実施

- ③ 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の見直し・変更
- ④ 入札参加機会の確保が図られるよう、入札参加者等とのやりとりについて、オンライン会議の利用、メール等による柔軟な対応
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

## 4 官公需に関する相談体制の整備

本研究所総務部会計課契約管理係の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

## 5 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

## 6 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

また、その発注にあたっては、分離・分割発注を検討する等の中小企業・小規模事業者の受注機会を確保することにも配慮するものとする。

## 7 知的財産権の取り扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

## 8 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

## 9 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定する。

#### 10 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

隔地施設等において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

#### 11 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

#### 12 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

#### 13 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。また、代金の迅速な支払いや、分散勤務・在宅勤務等の普及を考慮した上での納期・工期の柔軟な対応

に努める。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

#### 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本研究所は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

##### (1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

##### (2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

##### (3) 地方自治法第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）等の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

##### (4) 新規中小企業者からの相談体制

本研究所総務部会計課契約管理係の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

## (5) ここから調達サイトの活用による調達の推進

「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

## 2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

### ○官公需適格組合の活用の促進

官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、調達部局に対して一層の周知に努めるものとする。

## 第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

### 1 本方針の適用範囲

本方針は、本研究所の全ての部局に適用する。

### 2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなしだ企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

## 附則

### ○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。